

安全と安心のために



安全と安心のために

みんなの安心が
楽しいバス旅行をつくれます。

「旅行行程表」は余裕をもって

目的地への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は、事故を発生させるおそれがあります。十分な余裕をもった、旅行行程をご提案します。

白ナンバーのバスの貸切行為の禁止

自家用バス(白ナンバー)を使用し、有料でお客さまを送迎する行為、観光地案内などを無料で運行する行為は法律※注で禁止されており、処罰されます。

またレンタカーのバスを運転手付きで借りることも違反です。

弊社は安全性評価認定を受けた事業用バス(緑ナンバー)を使用します。

※1.道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2.罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。

ご発注は営業区域内で

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。弊社では、東京都・神奈川県内の発着についてお受けいたします。

※1.道路運送法第20条 発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

2.行政処分 営業区域外運送

①臨時・偶発的なものは、初犯・10日車、再犯・30日車

②反復・計画的なものは、更に重い初犯・20日車、再犯・60日車

配車地・旅行行程中での バスの待機場所の確保

路上でのご乗車は、交通渋滞や事故の原因となり、長時間の場合は道路交通法で処罰の対象と

なります。配車地などは他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、明細地図のご提供をお願いいたします。また、配車後はできるだけすみやかに出発できるようにご協力ください。

なお、運行管理者が配車不可能と判断した場合には、配車地の変更をお願いいたします。

2 安全と安心のために 1日の拘束時間は原則13時間以内、 運転時間は2日を平均して 1日当たり9時間以内で。

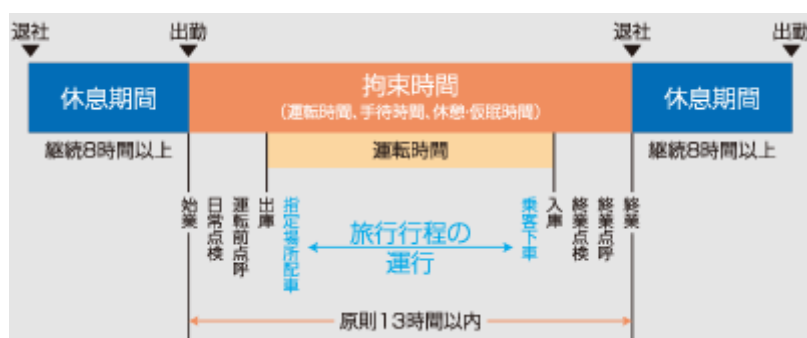
バス運転者の勤務時間については、過労防止のために拘束時間、運転時間などが決められています。これは、国土交通省の「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(勤務時間等基準告知)に定められています。

このため、行程に休憩を入れさせていただく場合がございます

〈運転時間〉

- 1日9時間以内 (2日を平均)
- 連続運転時間は4時間以内

・運転開始後4時間以内又は4時間経過後に30分以上の休憩をしなければなりません。ただし、4時間以内に休憩する場合は1回を10分以上にし、分割することができます。



安心のシートベルト、安全のバス旅行

道路交通法が改正され、お客さまの席もシートベルトの着用が義務化されました。

安全なバス旅行を楽しんでいただくため、シートベルトの着用をお願いします(添乗員も同様に遵守します)。

3

安全と安心のために

ワンマン運行は、昼間500kmまで、 夜間400kmまで。

高速道路走行を伴う貸切バスの運行について、国土交通省による指針が見直され(平成 25 年 8 月 1 日施行)、ワンマン運行の運転者の配置基準が次のように定められました。

■夜間ワンマン運転について



連続運転はおおむね 2 時間までで、2 時間毎に 20 分以上の休憩を確保しなければならない。
(一運行の実車距離が 400km 以下の場合は 2 時間毎に 15 分以上)

■昼間ワンマン運転について



連続運転時間(10 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)はおおむね 2 時間まで。

これらの基準を超えての運行、または 1 日あたりの運転時間の上限(9 時間)を超えての運行では、運転者は原則「2 人乗務」となります。

■その他の見直された基準

デジタル式運行記録計による運行管理の義務付け(平成 26 年 1 月 1 日施行)

400km を超える昼間のワンマン運行、または 1 日 600km を超えるワンマン運行の場合、デジタル式運行記録計による運行管理が義務付けされます。

遠隔地点呼の強化(平成 26 年 1 月 1 日施行)

運行距離が 400km を超えるワンマン運行で、遠隔地で始業・就業点呼を電話で行う場合、第三者の立ち会いのもと、運転者の酒気帯び及び顔色・疾病、疲労などの確認が義務付けされます。第三者立ち会いによる点呼ができない場合には、IT 機器による動画と、アルコール検知器の測定結果を、自動的に記録できる点呼・運行管理を行わなければなりません。